

平成20年(ワ)第502号・損害賠償請求事件

原告 村中知子 外1名

被告 田中重博

平成21年7月7日

水戸地方裁判所

民事第1部 5係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 工藤一彦

弁護士 高木一嘉

訴え変更の申立書

1. 原告館山豊につき、訴えを追加する。追加する訴えの趣旨は、別紙の「追加請求の趣旨目録」のとおりである。
2. 訴え変更の請求原因については、以下のとおりである。
 - (1) 被告は、原告館山豊に対し、別紙の「田中追加ハラスメント時系列一覧表」(以下、「追加一覧表」)に記載した日時において、同「ハラスメントの内容」に記載したハラスメント(不法行為)を加えた。同ハラスメントについての法的評価は、同「ハラスメントの評価」に記載したとおりである。
 - (2) 原告館山は、上記のハラスメントを受けたことにより多大な精神的苦痛を受けた。原告館山が受けた精神的損害についての金銭的评价は、金〇〇円が相当である。
 - (3) 被告は、原告館山に対して、上記のハラスメントにつき、民法709条に基づき、金100万円の損害賠償責任を負う。よって、原告館山は被告に対し、訴え変更の申立書の送達の日から翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

3. 訴え変更の手続き的要件の充足について

- (1) 上記の追加一覧表に記載した被告の各ハラスメントは、既に審理の対象となっている被告によるハラスメント(訴状添付の「ハラスメント時系列一覧表」1項から12項までのハラスメント)と連続してなされた同一訴訟当事者間での一体的なハラスメントであり、社会生活上の紛争としては同一であると評価できる。よって、請求の基礎は同一である。
- (2) また、本訴え変更は、訴状の請求の原因に対する被告の認否も十分に行われていない段階でなすものであるから、訴訟手続きが遅延することもない。また、本訴え変更は、御庁の管轄である。
- (3) 以上により、訴え変更の手続き的要件を充足していることは明らかである。

以上

追加請求の趣旨目録

1. 被告は、原告館山豊に対し、金100万円及びこれに対する訴え変更の申立書の送達の日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

2. 訴え変更の申立の費用は、被告の負担とする。

との判決、並びに、1項につき仮執行の宣言を求める。